

広島県告示第二百五十四号

広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)附則第八項及び第九項の規定に基づき、広島港に係る地区で知事が別に定めるもの及び福山港に係る地区で知事が別に定めるものをそれぞれ次のように定め、平成二十三年五月一日から施行し、平成十五年広島県告示第二百九十号(広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例に基づく重要港湾に係る地区で知事が別に定めるもの指定)、平成十七年広島県告示第二百五十四号(広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例に基づく重要港湾に係る地区で知事が別に定めるもの指定)及び平成二十二年広島県告示第二百二十四号(広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例に基づく広島港及び福山港に係る地区で知事が別に定めるもの指定)は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 広島港に係る地区で知事が別に定めるもの
広島市南区出島二丁目一番六七及び一番七五(以上について次の図に示す部分に限る。

備考 次の図は省略し、その図面を広島県土木局空港港湾部港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

- 二 福山港に係る地区で知事が別に定めるもの
福山市箕沖町一〇八番二、一〇八番二地先、一〇八番四、一〇八番五、一〇八番六、一〇九番三及び一一〇番三(以上について次の図に示す部分に限る。)

備考 次の図は省略し、その図面を広島県土木局空港港湾部港湾振興課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。